

手 数 料 一 覧 表

< 性 能 評 価 >

(単位：円 非課税)

(建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 1 1 条の 2 の 3、第 3 項第四号の規定による)

性能分野	区分	評 価 の 内 容	手 数 料
構造安定 性能	建築物	・ 建築基準法第 2 0 条第 1 項第一号の認定(第二号口、第三号口、及び第四号口を含む。)に係る評価	
		・ 床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	500,000 円
		・ 床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	810,000 円
		・ 床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1,210,000 円
		・ 床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	1,510,000 円
	・ 床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	2,010,000 円	
	工作物	建築基準法施行令第 1 3 9 条第 1 項第三号及び第四号口(これらの規定を令第 1 4 0 条第 2 項、第 1 4 1 条第 2 項及び第 1 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。)並びに令第 1 4 4 条第 1 項第一号口及び八(2)に係る評価	810,000 円
	軽微変更 (建築物・ 工作物)	・ 既に構造方法等の認定(. 及び . に係る認定)を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定に係る評価	・ 及び . に係る手数料の十分の一
構造安定 性能	木造軸組工 法耐力壁	・ 建築基準法施行令第 4 6 条第 4 項表 1(八)項の認定に係る評価	1,410,000 円
	枠組壁工法 耐力壁	・ 建築基準法施行規則第 8 条の 3 の認定に係る評価	1,410,000 円

(備考) 建築基準法第 2 0 条第 1 項第一号の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。